

開示決定等の期限の延長について（通知）

齋藤 経史 様

科学技術・学術政策研究所長

坂本 修一

（公印省略）

令和 8 年 8 月 1 2 日付け（令和 8 年 8 月 1 3 日受付）の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

2022 年度博士人材追跡調査に基づく報告書について、公刊の中止、延期、保留、見送り、公刊時期の変更、2023 年度調査に基づく報告書との公刊順序の入れ替えについて、検討や決定を行ったことが分かる行政文書（起案・決裁文書、電子メール等）

2 延長後の期限

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）まで

3 延長の理由

請求を受けた文書の特定に時間を要することから、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行うことが困難であるため。

* 担当課等

総務課庶務係 Tel 03-3581-2391